

[特別寄稿] 朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

著者	鄭 光
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	23
ページ	57-84
発行年	1990-03-31
その他のタイトル	On Foreign Language Education and State Examinations for Official Interpreters of Japanese during the Yi-Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/15998

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

鄭

光

〈目次〉

- 一、朝鮮朝に於ける外国語の教育
- 二、科挙の始源と高麗朝の東堂監試の雑業
- 三、朝鮮朝に於ける科挙制度と雜科
- 四、『経国大典』の訳科倭学とその変遷
- 五、丁卯式年試・訳科倭学と玄啓根の試券
- 六、結 び

一、朝鮮朝における外国語の教育

朝鮮朝に於て、漢語（中国語）・蒙古語・倭語（日本語）・女真語等の外国語を教育したのは、高麗朝の制度を継承し発展させたものである。我が国で外国語を教えた記録は三国時代まで溯る（拙著の『司訳院倭語学研究』、太学社、一九八八、ソウル、八一―十頁を参照）。統一新羅時代も詳文師を設け、漢文と漢語を専究させた。これは聖徳王三年（七一四）に通文博士と称せられたが、景德王代にはこれを翰林と呼んだ。聖徳王二十年（七二二）には所内学生を置

いて漢文と漢語を学習させたので、新羅人として唐の賓貢科に赴挙して及第した人々が、五十八人にも上ることになった（崔滄の『東人之文』と『増補文献備考』巻一八四、選挙考一を参照）。

日本語の教育も新羅時代まで溯る。即ち、新羅は早くから「倭典」を設置し、渡来した日本人を接待したが、ここで日本語の教育が行われたと考えられる（前掲拙著を参照）。

高麗の前身である泰封の弓裔は「史台」を設け、諸方の訳語を担当させたが、高麗建国の後にも訳語の教育は継続された筈である。高麗の後期には通文館を設置し、漢語を始めとする外国語の国家規模での教育が実施されており、これが後日、司訳院と改名され、訳語を管掌したのである。即ち、『高麗史』巻七六、百官志一、通文館条に

通文館、忠烈王二年始置之、令禁内学官等参外、年未四十者習漢語。時舌人多起微賤、伝語之間、多不以実、懷奸济私。参文学事金坵建議置之、後置司訳院以掌訳語。

と記録され、忠烈王二年（一二七六）に、参文学事、金坵の建議に依って通文館を初めて設置し、禁内学官の中から、参外として四十歳未満の者に漢語教育が施された事を知る事ができる。これとは別に、高麗朝に於ては漢文都監を置いて漢語を学習させ、恭讓王代ではこれを漢語都監と改称し、漢語教育を専担させ、通文館の後身である司訳院に於いては漢語よりむしろ、吏文教育に重点を置いたものと見られる。

即ち、『高麗史』卷七七、百官二、諸司都監各色の十学条に、

恭讓王元年置十学、教授官分隸、礼学于成均館、楽学于典儀寺、兵学于軍候所、律学于典法、字学于典校寺、医学于典医寺、風水陰陽等学于書雲觀、吏学于司訳院。

との記事があり、恭讓王元年（一三八九）に礼学・楽学・兵学・律学・字学・医学・風水陰陽学・吏学の十学を置き、教授官を各司に分隸したが、吏学は司訳院が担当した事がわかる。

吏学を吏文教育と考えると、吏文というのは中国に送る事大文書に使用された独特な漢文体で、元代の公文書に広く使用されたものである。即ち、元代の『大元通制』、『至正条格』等に使用された文章は、古文、或いは白話文とも異なる独特な文体で、主に行政文書に使用された為に吏文という名称を使用したのである。

高麗朝では国初から文書監を置き、事大交隣の文書を管掌するよう機能させた。そして、後日これが文書応奉司と改称され、朝鮮朝承文院の起源になった。又、別途に忠恵王元年（一三四〇）に吏学

都監を設置し、吏文を教育したが、司訳院に於いても吏文に対する知識が必要とされる時があるため、吏文教育が実施された。

高麗朝では司訳院が通文館の伝統を受け継いだが、単なる訳官の養成ではなく、禁内学官に漢語を教育する目的で始められたもので、漢文と吏文、そして漢語（会話・官話）までできる外交官の養成がその目的であった。一方単純な通訳を担当する訳官は漢語都監から輩出したと見られる。この司訳院の伝統は、朝鮮朝国初へ継承された。

朝鮮朝では建国初期、即ち、太祖二年（一三九三）九月に、司訳院を設置し華言を肄習するよう図ったが、この時も訳語と吏文を同時に教育したと考えられる。『太祖実録』卷六、太祖三年十一月条に

司訳院提調僕長寿等上書言、臣等窃聞、治国以人才為本、而人才以教養為先、故学校之設乃為政之要也。我国家世事中国、言語文字不可不習、是以殿下肇国之初、特設本院、置禄官及教官教授生徒、俾習中国言語音訓文字体式、上以尽事大之誠、下以期易俗之効。（下略）（傍点筆者）

とある。これによると司訳院において、中国の言語・音訓・文字・体式を俾習させたことを知ることができるが、この時の体式というのは吏文の独特な文体を教える事であったと見るべきである。

司訳院が設置された太祖二年十月に兵学・律学・字学・訳学・医学・算学の六学を置き、良家の子弟をしてこれらを肄習させ、この

うち訳学の教育は、これよりも一ヶ月前に設置された司訳院が担当したと思われる。太祖六年（一四〇六）には上述した六学以外に河崙の啓に基づき、儒学・史学・陰陽風水・樂学等の四学が追加されて十学が完備したが、これは高麗恭讓王代の十学（実際には八学）に訳学及び算学を加えたものである。

太祖代の十学に追加された史学も初期には司訳院にて教育が行われた筈であるが、実際には太祖十年（一四一〇）に承文院が設置されるや、史学は承文院にて行われたと見られる。即ち、『礪溪隨錄』卷十五、職官之制、上、承文院条に

掌事大交隣文書及通習漢語史文、（中略）、文官五品以下、每冬会本院、講漢語（二書）或史文（皆定所業、史文則無過二十人、漢語勿限数）五分以上賞加一階、不通者降一階、其無故不参者罷職。（下略）（傍点筆者）

と言う記録があり、承文院にて、漢語と史文を五品以下の文官に教育させた事を知る事が出来る。

世宗代では儒学・武学・漢史学・訳学・陰陽学・医学・字学・楽学・算学・律学の十学があり（前掲拙稿参照）、この時も、訳学は司訳院に於て、漢史学は承文院が中心になって教育したが、司訳院でも史文を、又、承文院においても漢語を教育した記録が見られる。又、史学の試験を行った漢史料と漢語の試験を行った通事科に、口語である漢語と文語である史文を混じえて出題したとの記録が実録などに伝わっている。従って司訳院に於ても史文の教育が行われ、

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

承文院に於ても『老乞大』・『朴通事』を通じて、漢語の教育が行われていた事を知ることができるのである。

しかしながら、『経国大典』には漢史料は見られなくなり、訳科漢学のみが残っていた。そして訳官の養成を目的とした漢語教育は司訳院の管轄となり、史学は次第に、文臣の余技として、承文院においてこれらを教育するようになった。

漢史料が一時復置されたが（前掲拙稿参照）、朝鮮朝を通じて『経国大典』の保守性は至って強く、大典に登載されていない制度については、その存続が難しかったためか、朝鮮後期に至ると、訳科漢学のみが存続されるようになった。

司訳院は漢語教育を目的として興ったものであるが、太祖二年九月に司訳院が設置された時には漢学と蒙学があり、太祖十五年に倭学が並置され、『経国大典』では女真学が追加されて司訳院に四学が完備された。司訳院四学では、漢語・蒙古語・日本語・女真語等が教育されたが、女真学については、顯宗八年（康熙丁未、一六六七）に満洲語を教育する清学に代わった（鄭光・韓相權「司訳院と司訳院の訳学書の変遷研究」、『徳成女大論文集』第十四集、一九八五、参照）。

司訳院は朝鮮朝を通じて上述の外国語を教育し、訳官を管理しながら外交関係の実務をその管轄としてきたのであるが、これらの制度は甲午更張（一八九四）まで続けられた。

二、科挙の始源と高麗朝の東堂監試の雑業

高麗朝では弓裔の制度を引き継ぎ国初から学校を建て、泰封の史台を継承して訳語の教育を実施したが、訳科を科挙制度に定着させるまでには至らなかった。中国に於ける科挙制度は俗に漢に始まり、隋に興り、唐で盛んになり、宋に至ってその完成を見たと言われている（章如愚の『山堂考索』）。我が国に於ける科挙制度の嚆矢は新羅代まで溯る事ができる。即ち、新羅元聖王四年（七八八）に始められた読書出身科は、今日我々が持つ記録の中で最初の科挙に準ずる制度といふことが出来る。この時代には、曲礼・論語・孝経等の経書と、春秋左氏伝等の史書を通読した水準に従って、上読・中読・下読に区分し、これ以外は別途に、五経・三史・諸子百家に博通した者は上読より優先して擢用された。^④

新羅末期には唐の賓貢科に応科し及第したりもしたが、『東人之文』の崔澹によると、唐の長慶年間（八二一〜八二四）に初めて金雲卿が唐の新羅賓貢科に「杜師」という題目で礼榜に合格後、唐末まで五六人の及第者を出したと言われている。また、五代の時は、後梁と後唐に於て三一人が登科し、高麗朝に於ても宋の賓貢科に及第者を出しているが、それは毎別試にその名前を榜尾に付け足されたものすぎない（『増補文献備考』巻百八四、選舉考一、参照）。

『高麗史』によれば高麗建国初期には、本格的な科挙制度はな

ったように思われる。高麗太祖は建国以後学校を建て、教育に力を注いだが、『高麗史』に

太祖十三年幸西京、創置学校、命秀才廷鶻為書學博士、別創学院、聚六部生徒教授。後太祖聞其興學、賜綵帛勸之。兼置醫學、又賜倉穀百石為學寶。（『高麗史』巻七四、志第二八、選舉二、科目二）。

という記事があり、太祖十三年（九三〇）に西京に学校を創置し、また書學博士・廷鶻が学院を別創した事がわかる。西京に学校を建て、倉穀を下しそれを學寶（現代の財団）とする事があったので、それ以前に既に開京にもこのような例があったと推察できる（閔丙河、「高麗時代の教育制度について一つの研究——特に国子監を中心に——」、『歴史教育』第二輯、一九五七、参照）。高麗太祖のこのような努力が、教学を大きく隆盛に向わせた原動力になったと察知することができる。

科挙制度は高麗光宗の時を以ってその始まりとする。『高麗史』を始め種々の典拠を見ると、高麗光宗九年（九五八）に後周の帰化人である双翼の建議によって科挙制度を設け、そして実際に双翼が知貢挙になって科挙を実施したのが我が国における最初の科挙と呼ぶことができる。即ち、『高麗史』巻七三、志第二七、選舉一に

三国以前未有科挙之法。高麗太祖首建学校、而科挙取士未遑焉。光宗用双翼言以科挙選士、自此文風始興、大抵其法用唐制、其学校有国子・大学・四門、又有九齋学堂、而律書算学皆肄国

子、(下略)

と言う記事があり、この事実を知ることができる。一方、国子(国子監)及び大学・四門以外に崔沖の九齋学堂等の学校があり、科挙に応募する挙子達を養成し、律・書・算学は国子監に於て教育した事を知ることができる(閔内河の前掲論文参照)。

高麗朝の光宗は科挙制度を設け、実際に光宗九年(九五八)に翰林学士双翼を知貢挙として進士や明経・医業・卜業等の科挙を実施し、進士甲科に崔暹らの二名、明経科に三名、卜業科に二名を各々合格させている。光宗代には都合八次にわたって科挙を実施し、計三九名の合格者を出した。高麗末まで総計二五二回の科挙が実施され、六千七百名余りの及第者を輩出しているのである。

光宗代に開始された科挙制度はその後補完と改編を繰り返して、代表的なものとして穆宗七年(一〇〇四)改定科挙法により科挙施行日と施行方法が具体的に規定された。これによると諸業科(雑業科)は前年の十一月に選考を終わらせ、翌年三月に試取した製述科と同日に放榜するようにした。このように草創期の科挙制度は東堂監試という別名を持っていたが、仁宗十四年(一一三六)に一応その制度が完成し定着したのである。

高麗成宗代に国子監が設置され、徳宗即位年(一〇三二)に国子監試が出来て以来、これを経て東堂監試に赴挙するようになり、その格もより高まったのである。これは顯宗十五年(一一二四年)に既に郷試(挙子試)が有り、朝鮮朝の郷試・会試・殿試の科挙三層

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

法の基礎がその時にでき上がったのである(曹佐鎬「科挙講経考」、『趙明基紀念伝教史学論叢』、一九六五)。国子監試は南省試とも呼ばれ、国子監が成均館に代わった後には成均館試、そして進士の称号を与えた事から進士試とも呼ばれたのである(曹佐鎬「麗代の科挙制度」、『歴史学報』第十輯、一九五八)。この国子監試においても律・書・算学の雑業を試験していた事は、先にこれらの諸業が国子監にて教育が行われた事と関連する。

朝鮮朝における訳科や漢吏科は科挙制度においては雑科に属し、高麗朝ではこれを雑業と呼んでいた。光宗代の科挙には医業と卜業(呪噤業)しかなかったが、その後、地理・律・書・数・三礼・三伝・何論等の雑業が生まれ、政要業もあったと見受けられる。『高麗史』に於て雑業という名称は、文宗十二年五月、式目都監の条に見える。そして同書の恭愍王十二年五月の条には、正科(製述・明経)に対する雑科、或いは雑業という名称を使用している。『高麗史』に記録されているこの各々の科試科目と課冊を「表」に示す。

(表) 東堂監試雑業 課冊

諸業名	日順	科目	課冊	量	科試方法	合格線
医業	初日	貼経	素問経	八条	背誦	各通六条以上
翌日	貼経	甲乙経	二条	背誦		
明堂	本堂	明堂	七条	三条	背誦	

明書業	(明法業)	地理業	(呪噫業)	
翌日 〃 初日	三日 翌日 初日	三日 翌日 初日	〃 〃 〃 〃 三日 翌日 初日	〃 〃 〃 〃 三日
書品 〃 貼經	誦 〃 貼經	〃 〃 誦 〃 貼經	又誦 〃 〃 〃 誦 〃 貼經	又誦 〃 〃 〃 誦
篆書・印文・ 真書・行書・ 長句詩 五經字樣 說文	律・令 律	新集地理經 劉氏書 地理決經 經緯令二卷 地境經四卷 口永決四卷 月藏經 濁決一卷	脉 劉涓子方 小經瘡疽論 明堂經 大經針經 本草經	脉 針經九卷 難經一卷 灸經
一 一 四 六 窠 首 条 条	十 十 条 条	并十卷 合十卷 十 十 条 条	二 七 十 三 七 十 机 卷 机 卷 卷 条 条	合十卷 〃 〃 十 〃 卷 〃
写 〃 〃 〃 〃 字 誦	背 〃 誦 破問兼義理 (各六問)	破 〃 誦 破文兼義理 破文兼義理 破文兼義理	〃 〃 〃 破文兼義理 破文兼義理 破文兼義理	破 〃 破 〃 破 〃 文 文 文 破文兼義理 破文兼義理 破文兼義理
全通	通四机 通六机 全通	通四机 通六机 通四机 通六机 並通六条以上	通二机 通六机 通六机 通六机 並通六条以上	通二机 通四机 通六机 通四机 通六机

何論	三 三 伝 礼	明算業	
三日 〃 翌日 初日	三日 〃 翌日 初日	三日 〃 翌日 初日	三日
〃 〃 誦 貼經	〃 〃 挿籌 貼經	〃 〃 〃 誦 〃 〃 貼經	〃 誦
律前後秩	左 左 公羊・穀梁伝	謝 三 九 家 開 術 章	說 文
各一机 各二机 十卷	二 十 十 机 処 処	三 三 四 十 三 三 四 十 机 卷 机 卷 机 条 条 条	〃 十 机
小貼喫算	肆業大經、背誦 破文・通義理 小經・破文・通義理	兼問義二机 兼問義二机 破文兼問義二机 義六問 破文兼義理(每 通六机	破 〃 〃 〃 文 誦 誦 誦 破文兼義理(每 通六机
	通六以上	通四机 通六机 並全通	通四机 通六机

しかしながら、国子監にて施行する国子監試の雑業は東堂監試の雑業とは少しづつ内容が異なり、仁宗十四年より医業と卜業、地理業は各本司に於て試選したと言ひ記録がある。実際に『高麗史』に

記録されている雑業の及第は、穆宗元年に崔成務が知貢挙になり施行した進士試に明法二三名、明書五名、明算十一名を最後に中断されたが、最も多い雑業の及第は、やはり穆宗元年に柳邦憲が知貢挙となり実施した「賜邦憲所挙」で、明法五名、明書三名、明算四名、三礼十名、三伝三名の登科者を出したのである。

穆宗元年以後の雑業登科者に係わる記録が高麗の諸史料から消え去った事に対して二つの解釈ができる。その一つは、曹佐稿が前掲論文（一九五八）で主張した通り、これらに係わる資料が『高麗史』や、『高麗史節要』を編纂する時に残っていなかったと言う事で、もう一つは雑業の科挙が進士試（製述科の意）とは異なる時期に施行され、その主管も各本司で行われた為に別個の科挙と認識されたためである。

実際に東堂監試の雑業科が、高麗末の禡王代にも継続されたと言う記録が残っている。即ち、『高麗史』巻七五、辛禡条に左司議・権近らが東堂監試の雑業（明書業・地理業・医律業）と監試（国子監試）の明経試が紊乱し、全て破棄するよう進言した事があるが、禡王はこれを依旧施行しつつも、郷吏の赴挙を制限したという記事が見られる（註二一を参照）。この時の東堂監試は『高麗史』に「忠肅王二年正月、瀋王改東堂為応挙試」（巻七三、志第二七、選挙一）という記録があり、応挙試に落ちても、各司に於て施行された雑業の及第者達が、東堂監試の雑業に放榜された事を知る事が出来る。

以上、高麗朝の科挙制度に於ける東堂監試及び国子監試の雑業を考察したが、訳学や漢史学があったと言う記録は見当らない。

高麗朝では漢文都監や通文館を設置し、漢語及び蒙古語に係わる教育があったにも拘らず、先に述べた高麗の科挙諸業に訳語、或いは吏文に関するものが見当らないと言う事は、かなり特異な現象ともいえる。これは、高麗朝に於ては漢文を修得すれば、それでそのまま中国人との対話が可能であった事が考えられ、宋代漢字音の発音が高麗朝の漢字音、即ち、東音（漢字の朝鮮語の発音）と類似していたので、漢文に習熟した文臣達は、中国人との対話に際し、特に通訳を必要としない場合があった。実際『鷄林類事』に見られる宋代中国の発音は我々の東音と大変類似している事を示している。

また、吏文もこれが外交文書にまで登場するという事は元代以後と思われ、敢えて吏文の教育が切実に必要な事態ではなかったと思われる。のみならず、高麗朝においては、訳学を非常に賤視し、科挙の諸業にこれらを含まなかったと見ることもできる。又、『高麗史』巻七六、通文館の条に「時舌人多起微賤」と言う記録が見られ、舌人（訳官）は微賤な人達が従事していたと思われる。しかし、高麗末より朝鮮朝初期にかけて、元代の中国語も北京の官話が標準語となり、吏文も広く行政文書に使用されるようになったので、これに対する教育が必要となった。通文館の設置はまさにこういった必要性に駆られた為であった。

三、朝鮮朝に於ける科挙制度と雑科

前章において、高麗朝より始った科挙制度は正科と雑業科（又は雑科）に分れており、正科が進士科（製述科の意）又は明経科までをも含み、後日文科の起源となったのに対し、雑業科はよしんば三礼・三伝・何論・政要業と同様に経史の特殊専門分野を試取した事はあったにしても、大部分は医・卜・算・書・法・地理業等と同じく技術官の選挙にその目的があり、後日雑科の始源となったことを述べた。だが、高麗朝の雑業に訳語が含まれていたかどうかは定かでない。『高麗史』では科挙諸業に訳業は含まれておらず、恭讓王代に設置された「十学」も訳学を除外した八学に過ぎなかった。『高麗史』では意識的だと思われる程に科挙雑業科から訳科を除外したと言う感を拭えず、高麗時代の諸般の史料を見ると訳語に対する関心は高麗後期に至って初めて、現われ始めたと考えらるべきである。

朝鮮朝においては、訳語に関する関心は国初より相当なものであり、したがって、訳官の選抜に関しても建国初期より種々の制度を試み、そしてその結果訳科の設置に至るのである。

本章では朝鮮朝に於ける訳官の選抜の仕方や、訳官は時代に從ってどのような変遷の道を辿ったかについて考察してみようと思う。

(1) 国初に於ける通事科及び吏学、訳学取才

朝鮮朝では建国初より訳学と吏学に関心を持ち、太祖二年九月司訳院を設置し、漢語と蒙古語の国家規模の教育を実施するのだが、同年十月に六学を設置する際、訳学を置き、良家の子弟をして漢語と蒙古語を肄習すべく力を注いだ事は前章にて考察した通りである。朝鮮朝の科挙制度は建国初、即ち、太祖元年に高麗の制度を改訂し科挙法を定めた。『太祖実録』卷一、太祖元年、七月条に

（前略）、文武兩科不可偏廢、内而国学、外而郷校、增置生徒、敦加講勸。養育人才、其科挙之法、本以為国取人、其称座主門生、以公挙為私恩、甚非立法之意。今後内而成均正録所、外而各道按廉使、択其在学経明行修者、開具年貫三代及所通経書、登于成均館長貳所、試講所通経書、自四書五経通鑑已上通者、以其通経多少、見理精粗、第其高下、為第一場。入格者送于礼曹、礼曹試表章古賦、為中場。試策問為終場。通三場相考入格者三十三人、送于吏曹、量才擢用。監試革去。其講武之法、主掌訓練、觀以時講習武経七書及射御之芸。以其通経多少芸能精粗、第其高下、入格者三十三人、依文科例、給出身牌、以各送于兵曹、以備擢用。

とある。

この時、文武兩科の制度が完成したと見られる。即ち、高麗朝の東堂監試をなくし、成均館にて試講通経書し（第一場）礼曹に送り、礼曹から試表章古賦し（第二場）、再び試策問したのだが（第三場）、これが後日初試・会試（あるいは覆試）・殿試の基礎となった。

つづいて同実録、太祖元年八月辛酉条に

定入官補吏法、凡初入流品、作七科。曰文蔭、曰文科、曰吏科、曰訳科、曰陰陽科、曰医科、吏曹主之。曰武科、兵曹主之。其出身文字如前朝初入仕例、明享年甲・本貫・三代署経、台諫不由七科出者、不許入流品、毎除拜所司、考其出身文字、方許署謝と言つて七科（文蔭・文科・吏科・訳科・陰陽科・医科・武科）を通じて入官補吏する法、即ち、「七科入官補吏法」を制定し、この中で六科は吏曹で、そして武科のみ兵曹で主管したことがわかる。

鄭道伝は『三峰集』卷七、朝鮮経国典、上、礼典、貢挙の条と「経国六典」にて

（前略）殿下即位損益科挙之法、命成均館試、試以四書五経、蓋古明経之意也。命礼部、試以賦論・古博学宏詞之意也。然後試以对策、古賢良方正直言極諫之意也。一挙而数代之制皆備、將見私門塞而公道開、浮華斥而真儒出、致治之隆、漢唐而追成周矣。嗚呼盛哉、其武科・医科・陰陽科・吏科・通事科、各以類附見焉。

とし、成均館・礼部試以外に武科・医科・陰陽科・吏科・通事科のあったことがわかる。

実際に『太祖実録』にはこの通事科の試式が記録されており、通事科施行の全貌を明らかにすることができる。即ち、同実録、卷六、太祖三年十一月条の記事に、司訳院提調・僕長寿らの上書には通事科考試の試式を具体的に提示しているが、これを整理すると下記の

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

通りになる。

通事科

〔考試方法〕 毎三年一次考試。

〔赴試資格〕 勿論は無本院生徒、七品以下人。但能通曉四書・小学・吏文・漢・蒙語者、但得赴試。

〔課冊・出身品階〕

習漢語者

〔第一科〕 以四書・小学・吏文・漢語皆通者、為第一科、与正七品出身。

〔第二科〕 通四書之半及小学・漢語者為第二科、与正八品出身。

〔第三科〕 止通小学・漢語者為第三科、与正九品出身。

習蒙語者

〔第一科〕 能訳文字、能写字様兼写偉兀字者、為第一科。

〔第二科〕 只能書写偉兀文字 兼通蒙語者、為第二科。

出身品級同前。

〔升品〕

其原有官品者、第一科升二等、第二科三科、各升一等。

〔選者数〕

漢語、第一科一人、第二科三人、第三科八人、蒙語、第一科一人、第二科二人、

通取一十五人、以為定額。若無堪中第一科者、只取第二科三科。又無堪中第二科者、只取第三科、不拘定数。

〔登用祿職〕

毎年都目各望并録三人、以漢語精通者為頭。雖差年到数多余、亦不許録於語音精通人員之上。若三人俱通者、聽以差年到数为頭。

〔落第者〕

肄業三年、不能通曉漢蒙語者、斥遣充軍。

〔紅牌書式〕

考試中選者人、給紅牌一通。上写司訳院敬奉王旨、某人可賜通事、第幾科幾人出身者、年月、上行使本院印信、提調以下具銜署名。

〔施行〕

下都評議使司擬議施行。

(「」は筆者挿入)

〔『太祖実録』卷六、十七オ十二行〜十八オ七行〕

これによれば、既に太祖三年(一三九四)司訳院には漢語及び蒙古語の通事科があり、最大十五名の合格者を出すことができ、合格者には紅牌を給したことが判る。また、漢語の考試は四書及び小学(楔長寿の『直解小学』の意)、そして吏文に関する訳学書に基づいたものである事を知ることができる。「習漢語者」考試の課冊に記録された四書・小学・吏文は後述する世宗代の諸学取才・経書・

諸芸数目に表われた訳学漢訓の漢学書(漢語學習書)と、『通文館志』に記録された「經濟六典」の漢史科の課冊を参考にすれば明らかになる。

『世宗実録』卷四七、世宗十二年三月、詳定所の啓によれば、この時の諸学取才から経書及び諸芸の数目を規定した事を知る事ができる。即ち、この啓文によれば、儒学・武学・漢史学・字学・訳学・陰陽学・医学・楽学・算学・律学の十字から試取させる為の経書と諸芸を列挙したのであるが、この内、漢史学や字学及び訳学の漢・蒙・倭訓の取才に使用した経書・諸芸の数目を考察すると下記の通りとなる。

〔漢史学〕書・詩・四書・魯齋大学・直解小学・成齋孝経・少微通鑑・前後漢・史学指南・忠義直言・童子習・大元通制・至正条格・御製大誥・朴通事・老乞大・事大文書謄録・製述、奏本・啓本・咨文

〔字学〕大篆・小篆・八分

〔訳学漢訓〕書・詩・四書・直解大学・直解小学・孝経・少微通鑑・前後漢・古今通略・忠義直言・童子習・老乞大・朴通事・漢語

〔訳学蒙訓〕待漏院記・貞觀政要・老乞大・孔夫子・速八実・伯顔波豆・土高安・章記・巨里羅・賀赤厚羅、書字、偉兀真・帖兒月真
〔訳学倭訓〕消息・書格・伊路波・本草・童子教・老乞大・

議論・通信・庭訓往来・鳩養勿(物)語・雑語

これは前述した太祖代の司訳院、習漢語者考試の四書・小学・史文・漢語より、なお拡大及び具体化された様相を呈している。これによると、漢史学及び訳学は經史類(書・詩・四書・大学・小学・孝經・少微通鑑・前後漢)及び史文類(史学指南・忠義直言・童子習・大元通制・至正条格・御製大誥・事大文書謄録)、そして漢語類(朴通事・老乞大)等の教育が目的で互いに大きな差異はなかった。

史文の学習に於て、『史学指南』・『忠義直言』・『童子習』等は初学者の為の実用史文書であり、『大元通制』・『至正条格』・『御製大誥』は元代に使用された史文の実用例文類である。漢史学では奏本・啓本・咨文を製述する科目まで添加され、また訳学は『朴通事』・『老乞大』の漢語が重点的に教育された事が推察できる。その上、經史類及び訳学・史文類は史学・訳学の基礎共通科目であったと考えられる。

訳学蒙訓の蒙古語学習書は、小倉進平の『増訂朝鮮語学史』(刀江書院、一九四〇、東京)と、李基文の『蒙学書研究の基本問題』(『震檀学報』第三一号、一九六七)、宋基中の『經国大典に見える訳学書の書名について』(『国語学』第十四輯、一九八五)及び前掲した拙著等の論著に既に詳論している。

訳学倭訓の倭学書は、拙稿の「司訳院と司訳院訳学の変遷研究」(『徳成女大論文集』第十四集、一九八五)及び「訳科の倭学と倭

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

学書」(『韓国学報』第五十輯、一九八八)等で『世宗実録』の訳学倭訓に挙げられた十四種の倭学書について詳しく論述している。それによると、この倭学書等は高麗末期から朝鮮朝の初期にかけて三浦に居住した倭館の日本人が日本から持って来た訓蒙教科書であり、これは室町時代より安土・桃山時代まで寺子屋等で使用していた「古往来」類の訓蒙書である。

(2) 「經濟六典」の漢史料

朝鮮朝の建国初に科挙法が定められ文科以外に武科・医科・陰陽科・史料・通事科があった事は前に言及し、前節ではその内の通事科について考察した。史料は太祖元年七月に定まった科挙法にはなかったが、その後科制を改定する時、権近の所請により追加されたように見受けられる。即ち、『増補文献備考』に於ける権近請改定科制の并試漢史料の条に

権近上書曰、(中略)漢史之文、事大要務不可不重。今医・訳・陰陽・律等学、皆有科目、而此独無之、誠闕典也。乞依前朝明經科例、文科試日并試、史文之士許於正科、同榜唱名。其赴文科者、有欲并試史文者、正科内加其分数、

(卷一八六 選考科二・科制二)

との記録があり、通事科に次いで漢史料が追加されたことを示している。

『通文館志』によれば、この漢史料が「經濟六典」にその試式が

規定されたという記録と共に、具体的な試式は下記の通り示してある。

漢史料

初試分二場

〔初場〕試賦・詩各一篇

終場 試史文一篇、啓・上書中一篇

会試分三場

初場 講史文中二書、四書中一書、三經中一經、漢語中一書、抽簽背講

書、抽簽背講

中場 試表・箋中一篇、記・頌中一篇

終場 試排律一篇

額数、只三人、出經濟六典

殿庭放榜、賜紅牌遊街、中廟朝崔世珍即漢史料出身也。

(『通文館志』卷二 勸奨第二、科挙条)

(「」は筆者挿入)

これを上述した世宗代に於ける諸学取才の史学課冊と比較検討すると、漢史料初試に於て、賦及び詩を各一編ずつ科試し、終場には史文一編及び啓・上書より一編ずつを科試したのである。この時の史文は『史学指南』等の史学書よりの一編を意味しているように見受けられる。

会試の初場には史文中二書を抽簽背講するところあり、『史学指南』等の史学書や『大元通制』等の史文用例を意味しているように見えるが、背講した事を勘案すると、前者の方が可能性がある。四書及び三經からは各一書、一經を抽簽して背講し、漢話中の一書は、『直解小学』・『老乞大』・『朴通事』の内から一書を抽簽したものとと思われる。

会試の中場と終場に於ては表・箋中一編と記・頌中の一編、排律の一編は各々、事大文書の格式に合わせて製述する科試であろうと推察する事ができる。この漢史料は『経国大典』からは削除され、訳科が設置された。即ち、上記『通文館志』の同所に

国初名以漢史料、(中略)及撰経国大典、刪去此科、設置今

科。嘉靖辛丑慕齋金公安国建議復設、壬寅秋設初試会、慕齋捐

官遂罷不行。各年受教、撰後統録、亦刪此一条云。出稗官雜記

との記載があり、『経国大典』の編纂時に漢史料が刪去されたが、

嘉靖辛丑年(一五四一)に金安国によって一時復置され、壬寅年

(一五四二)秋に初試が設科された。しかし間もなく金公が捐官

(罷免の意)した為に、実施することができなかった。『後統録』

(一五四三)を編纂した時にも、やはり漢史料に係わる一条は刪去

(削るといふ意)されていた事が、『稗官雜記』にも伝えられていた事を示している。

史文の重要性は『経国大典』以後にも認識はされていたと見られるが、中宗朝では文臣と漢語訳官を網羅し史文庭試を開き、史文に

有能な人材を昇品加資した事が、『通文館志』巻七、人物崔世珍の条に見えている。

崔世珍精於華語、兼通吏文、成廟朝中院科選補、(中略)嘉靖丙戌以吏文庭試第一、特陞堂上。己亥又試第一、陞嘉善。南
衰啓設吏文学官、(下略)

との記録を見ても、嘉靖辛丑(一五四一)年に漢史料が一時復設される以前に二回の吏文庭試があったという事を知ることができる。

朝鮮朝後期には史学は全く文臣の所業に引き渡されたと見る事ができる。即ち、具允明の『典律通補』(一七八六)礼典、漢語吏文条を見ると「文臣令槐院、抄二十九歳以下人、習漢語、三十九歳以下人、習吏文、並四十九許頃、本院褒貶。坐起三处、考講三处、(下略)」とされ、承文院の文臣達に漢語と共に吏文を学習させるようにし、事大文書は全て承文院が管掌して、司訳院は訳語の仕事のみ扱うようにしたのである。

(3) 正科と雑科

高麗朝で実施された東堂監試では製述・明経の二業を基本とし、
医・卜・地理・律・書・算・三伝・三礼・何論などの諸業を雑業、
または雑業科・雑科と呼び、試券とか放榜、出身叙品、叙用において差をつけていた(前掲拙稿参照)。朝鮮朝においても、文・武両科に対して、医・訳・陰陽・律科と呼ばれ、赴挙するための身分も、出身した時の叙品も制限され、登用も各科に限定されていたことに

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

ついては、すでに多くの研究に依って明らかになっている。

朝鮮朝の初期には正科(文・武両科)と雑科の区別がはっきりとしなかったようである。たとえば、前掲した『太祖実録』の太祖元年八月辛酉条の記事の中で、「定入官補吏法、凡初入流品、作七科。曰文蔭、曰文科、曰吏科、曰訳科、曰陰陽科、曰医科、吏曹主之。曰武科、兵曹主之。」(前節参照)とあって、七科(文蔭・文科・吏科・訳科・陰陽科・医科・武科)を通じて入官補吏する法、すなわち「七科入官補吏法」を制定し、この中で六科は吏曹の管轄で、武科のみは兵曹で主管したことがわかる。

また、鄭道伝の『三峰集』巻七、朝鮮経国典、上、礼曹の貢奉条の記事と『太祖実録』の太祖元年七月庚酉条の記録等を参照すると、朝鮮朝の初期には、雑科に対する差別があまり大きくなかったことがわかる。これは高麗朝の名門貴族が減び、朝鮮朝ではまだ新興両班士大夫階級が成立していなかった、或いは、彼らがあまり力を発揮し得ない時期であったからであると思われる。しかし、太宗代には、もはや文科に対して雑科を差別しようとする兆しが見える。すなわち『太宗実録』巻一、太宗元年六月辛酉条に、

(前略) 伏観礼曹受判、医・訳・律・陰陽等科入格之人、亦依文科放榜、仍給紅牌、窃謂雑科小芸、固非文科譬也。願依己卯年例施行。從之。

と述べ、雑科入格者に、文科と同様に紅牌を与えることに反対している。世祖代に到ると、文臣たちが、儒学以外のものを雑学と言っ

て、これを軽視したり、忌避しようとする現象が現われる。太祖代に始まった六学（兵・律・字・訳・医・算学）をもっと拡大し、太宗代には十学を置き、その各々について四仲月考試法を制定して、後の取才の嚆矢となった。太宗代にはこの十学の取才を定式とし、詳定所が十学の取才において科試する経書と諸芸の数目を決めるようにし（『世宗実録』卷四十七、世宗十二年三月戊午条に記録された詳定所の啓の、諸学取才経書諸芸数目的条参照）、太宗代の四仲月考試法を四孟月取才法に変えて、諸学の選挙を強化した。しかし『世祖実録』卷三十四、世祖十年八月丁亥条で、金宗直は、

今以文臣分肄天文地理・陰陽・律呂・医業・卜筮・詩・史・七学。然詩・史本儒者事耳。其余雑学、豈儒者所当力学者哉、且雑学各有業者、若嚴立勸懲之法。更加教養則自然感精其能、不必文臣然後可也。

と言っている。彼は天文地理や陰陽等の七学を雑学と呼び、文臣が精力を費やしてするべきものではないと主張した。世祖は、この意見に怒って、金宗直を鞫問しようとしたが、彼が言官（諫官）であることを勘案して、罷職（罷免）するに止めた。しかし、後代に至れば至るほど、文臣の雑学軽視の傾向はだんだんひどくなっていった。

朝鮮朝の諸制度は、世祖代に、それ以前の法典を編纂した『経国大典』の出現によって、一応完成される。科挙制度も『経国大典』から整備されるが、同大典卷三の礼典諸科条では、

初試、覆試、殿試

文料、
生員、進士、
初試、覆試

訳科、医科、陰陽科、律科、初試、覆試

と、諸科を分類して試式を決め、卷四の兵典取才条に武科の初試・覆試・都試（毎年春秋試）の諸式を規定した。

これを見ると、文科にのみ初・覆・殿試の科挙三層法^㉑が設けられ、「文科十年一重試（堂下官許赴、額数及試法、臨時稟旨、武科同）」として、文科と武科のみが、十年に一度重試が行なわれただけで、その他の諸科はみな、初・覆の二段階選挙法であったことが分かる。

一方、同大典卷三、礼典取才諸学条には、医学・漢学・蒙学・倭学・女真学・天文学・地理学・命課学・律学・算学の取才に使用する諸書が記載されているし、「已上各学諸書、輪次試之。下同」という記録があつて、諸学も取才方法が規定されていたことが分かる。また、画員・道流・楽生・楽士の取才は、諸学と同様にするとあり、取才に使用する諸書と諸芸が規定されている。

以上の記録によると、文科は生員・進士科（小科、白牌授与）の上に君臨して大科と呼ばれ、及第者に紅牌を授与するなど、諸科とは異なった待遇をされている。文科は後に、武科と共に両班士大夫の出身する道になった^㉒。

その他の訳・医・陰陽・律学は取才に必要な人材を登用し、特に優れた場合には科挙に及第させ、白牌を授与して出身するようにしたが、彼らの宦路は本業に制限され、官品の昇級にも限界があつた。

こうした訳・医・陰陽・律科を雑科と呼び、文・武兩科と區別して
いたわけである。画員・道流・楽生・楽士らは、雑科にさえも入れ
ないで、ただ取才によってのみ採用される技術職に過ぎなかったの
であるが、こうした朝鮮朝の科擧制度に見られる差別は、厳格な身
分階級社会の副産物と言えるであろう。

朝鮮朝では、後代になればなるほど、雑科を軽視する風潮が強
くなり、中宗代の漢吏科出身の崔世珍をはじめとして、大勢の優れた
訳官たちが、文臣の嫉視を受けたり、弾圧されたりした。^⑤

この反動で朝鮮朝後期に至ると、雑科の重要性が為政者により強
調されるようになる。その代表的な例として、正祖は、

教曰、名以科試則其為重大、正科・雑科豈有間焉。雖以雑科
言之、天象之推測、地理之究解、御藥之調和、法律之平反、象
韞之喋利・建除之通曉。凡此數者、孰非重大之事乎、固不可以
雑科而忽之也。〔『増補文獻備考』卷一九一、選挙考八、科制
八、雑科、正祖元年三月条）

と言つて、雑科の重要性を強調した。

しかし、全体的には朝鮮朝を通じて両班士大夫は、雑学と雑職を
蔑視してきたし、雑科もやはり中人たちの占有物であつて、中人も
たとえ登科しても士大夫の班列には入れなかつたのである。

四、『経国大典』の訳科倭学とその変遷

朝鮮朝の建国初期の通事科には漢語と蒙古語しかなかった（前掲

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

拙稿参照）。倭学訳官の選抜についての史料は、『世宗実録』から
見られるようになる。それは、前述した『世宗実録』卷四七、世宗
十二年三月戊午条に、詳定所の諸学取才の経書諸芸数目を定めた啓
で、訳学の倭訓条に倭学訳官を取才する倭学書として消息など十一
種を記録した記事などである。

『経国大典』卷三、礼典諸科の訳科写字条に訳科倭学についての
試式が規定されたが、それを整理すると次のようになる。

訳科初試

〔額数〕漢学二十三人、蒙学・倭学・女真学、各四人、司訳

院録名試取。漢学郷試、黄海道七人、平安道十五人、

觀察使定差使員、録名試取。

〔講書〕漢学四書（臨文）、老乞大・朴通事・直解小学（背

講）

〔写字〕蒙学、王可汗（中略）

倭学、伊路波・消息・書格・老乞大・童子教・雜

語・本草・議論・通信・鳩養物語・庭訓往来・応

永記・雜筆・富士

女真学、千字（中略）

〔訳語〕漢学・蒙学・倭学・女真学、並翻経国大典（臨文）

訳科覆試

〔額数〕漢学十三人、蒙学・倭学・女真学、各二人。本曹・

同本院提調録名試取

〔講書〕 同初試（中略）

〔写字、訳語〕 同初試

この記録によると、訳科倭学は蒙・清学と共に郷試がなく（訳科漢学のみ郷試がある）、初試に四人、覆試に二人の合格者を出すことができることになる。科試は写字と訳語の方法で出題されるが、写字は『伊路波』等十四種の倭学書から出題されたことがわかる。また、初試は司訳院で録名試取し、覆試は礼曹と司訳院の提調が録名試取した。諸科は三年一試で、当該年の前秋、つまり上式年の秋初試を受け、当該年の春初に覆試と殿試を受けた（『経国大典』卷三、礼典、諸科条）。訳科は初試と覆試のみで、これに関する試式は『通文館志』に詳細に記録されている。

これによると、訳科は毎式年試か、増広試・大增広試に設科され、初試は開場前期に司訳院で入門官四員を定め、彼らが坐衙して張榜告示する。挙子たちは儒巾と紅団領を自ら準備して着、四祖單子を入門所に書呈し、録名したのち赴試することを許される。（これについては、拙稿「朝鮮朝における訳科清学初試の答案紙について」『韓国語学とアルタイ語学』、暁星女子大学出版部、河陽、一九八七）参照。

試官は都提調・提調であり、参試官は兼教授と訓上堂上らである。訳科倭学の試験は、倭学八冊の中から七箇所を抽籤して写字する問

題と、『経国大典』の中の一箇所を翻訳する、訳語の問題があった。倭学八冊とは、『経国大典』に訳科倭学写字として記載された『伊路波』等十四種の倭学書を、漢学八冊に準じて七箇所を抽籤写字することである。漢学八冊は四書と『老乞大』・『朴通事』・『直解小学』、そして「翻経国大典」を指すが、十四種の倭学書は小秩の二冊を漢学書一冊と見なした（前掲拙稿参照）。倭学のみでなく蒙学や女真学、後の清学でも、写字と訳語の出題はこの漢学八冊を基準にした。『経国大典』に記載された倭学書は、壬辰の乱を経て実際の日本語の学習に適していないことがわかった。そこで、壬辰の乱以後には、康遇聖の『捷解新語』が、東萊釜山浦の倭学や司訳院の倭学で重要な日本語の学習書として登場し、康熙丙辰（一六七六）にこれを校書館で活字で印行した。康熙戊午（一六七八）には他の初期の倭学書をみな廃止し、『捷解新語』のみを訳科倭学で用いることになった。

実際に、『通文館志』の倭学八冊条には、「倭学八冊、捷解新語・翻経国大典。（捷解新語十卷中、抽七処写字、大典翻語同漢学）」とあり、『経国大典』の規定とは違って、『捷解新語』からのみ七箇所を抽出して写字し、『経国大典』を翻訳して、漢学八冊の出題に準ずるようになったことがわかる。

『通文館志』のこうした訳科倭学の試式は、『統大典』で定着する。すなわち、『統大典』卷三、礼典諸科の訳科条をみると、次のようになっている。

訳科初試

〔試官〕 司訳院提調二員（或一員兼教授、無故則亦參）同四学官各二員（該院差定）試取

〔額数〕 式年（見大典）、増広・同大增広則漢学・蒙学・倭学、各加四人

〔講書〕 漢学、四書（臨文）・老乞大・朴通事（見大典）、伍倫全備（新增）（以上背誦）

〔写字〕 蒙学（中略）、倭学、捷解新語（新增）、清学（中略）、其余諸書並今廢。

訳科覆試

〔試官〕 司訳院提調一員（二望）、同四学官各二員試取、本曹堂上官・郎官各一員、兩司官各一員進參、下三科・覆試同。

〔額数〕 式年（見大典）、増広・同大增広則漢学・蒙学・倭学・清学各加二人

〔講書〕 同初試
〔写字・訳語〕 並同初試

これによると、訳科初試の試官は提調（従二品以上の文臣）二員が担当し、兼教授（従六品参上）一員が無故すれば参席することができ、彼らの監督下で漢・蒙・倭・清学の四学官の各二員が試取したことがわかる。この時の四学官の二員は司訳院で差定したが、

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

漢学は訓上堂上（正三品以上）から、その他の二学は訓導の中で差定した。

訳科覆試の試官は、司訳院提調一員（二望中）と同四学官各二員が試取し、礼曹の堂上官と郎官が各一員、それから兩司（司憲府、司諫院）より各一員が進参すると言っている。覆試の試官については『通文館志』には、「試官、都提調・提調、参試官、兼教授・訓上堂上」とあり、都提調と提調が試官となり、兼教授と訓上堂上は参試官になるとする。前掲の『統大典』の記事を見ると都提調ではなく、提調二人中の一員と、四学官の各二員が試取することになっている。ただ、礼曹の堂上官一員と提調官一員、そして兩司より各一員が進参すると言われている。

また、『通文館志』卷二、勸奨第二の科挙〔統〕の条に
試官、礼曹堂上・本院提調（一員）、参試官、礼曹郎官（一員）・本院漢学参上官（二員提調及参上官、皆自本院備擬、開場前一日送礼曹、入啓受点、三学訓導各二員、亦以参試官、擬送受点、而実察該学訓導之任）・監試官二員（司憲府・司諫院）
（下略）

という記事があり、試官と参試官、それから監試官の選定の様子が窺える。

試験の採点は『經国大典』に規定された通・略・粗の基準で分数（点数）を定め、漢学の挙子を状元とし、その他は分数に従って、次等を決めて出榜する。

合格した孝子には礼曹より奉教して白牌を下賜して饋酒する（酒を賜う）。翌日に詣闕して国王に謝恩するが、一等は従七品を賜り、司訳院の訳官に叙用される。二等には従八品、三等には従九品が授与される（『通文館志』卷三、勅奨第二科挙〔統〕の条）。

『統大典』以後の訳科試式には大きな変化は見あたらない。すなわち、『大典通編』（一八八五）卷三の礼典諸科に規定された訳科試式の倭学の条に、「〔統〕捷解新語新增、其余諸書今廢」と註して『統大典』の記事をそのまま転載し、『大典会通』（一八六五）と『六典条例』（一八六五）にもほぼ同じ試式が載せられている。ただ、『六典条例』卷六、司訳院科試の条に、

式年・増広初試、提調与本院官二員試取、漢学二十三人、清学、清学・蒙学・倭学各四人。大增広各加四人、覆試、礼曹堂上郎序（一員）・同提調（一員）・本院官（一員）、試取漢学十三人、清学・蒙学・倭学各二人。大增広各加二人、講書、漢学（中略）、倭学、捷解新語（写字）、翻大典会通（臨文）、初会試並同。

とあって、『統大典』のそれと少し異なっている。

以上のように、朝鮮朝の法典にあらわれている訳科倭学の試式を見ると、写字の科試用書としては『捷解新語』が唯一のものであることがわかる。『捷解新語』は、壬辰の乱の際に倭軍に捕えられて日本へ連行された康遇聖が、十年後ようやく本国に帰され、司訳院の倭学訳官を勤めていた時に編纂した、日本語の会話教科書である。

これが活字本で校書館より刊行されたのは、肅宗二年（一六七六）の頃で、その後二回にわたって改修された。その次にまた重刊本（一七八一）と文積本（一七九六）も刊行され、朝鮮の司訳院倭学ではほとんどこの『捷解新語』によって日本語を学習したと思われる（これについては、拙著『朝鮮朝司訳院倭学研究』太学社、ソウル、参照）。

更に、『通文館志』卷二、勅奨第二の科挙倭学八冊の条に、

捷解新語、翻經国大典（中略）○初用伊路波・消息・書格・老乞大・童子教・雜語・本草・議論・通信・鳩養物語・庭訓往来・応永記・雜筆・富士、并十四冊。語多疎略、不適時用。故康熙戊午、專以此冊行用、悉去前書。見啓辭膳錄。

とあって、肅宗四年（康熙戊午、一六七八）からは、朝鮮朝前期に使用していた十四種の倭学書、即ち日本語の教科書を全部廃止して、『捷解新語』のみを訳科倭学の科試用書として使用し始めたことがわかる。

五、丁卯式年試・訳科倭学と 玄啓根の試券

韓国の国史編纂委員会では、川寧玄氏家の古文書を蒐集して、所蔵している（この川寧玄氏家の古文書については同委員会の金炫采氏の「朝鮮後期中人の家系と経歴——訳官川寧玄氏家の古文書の分析——」『韓国文化』第八輯。一九八七を参照）。その中に、英祖

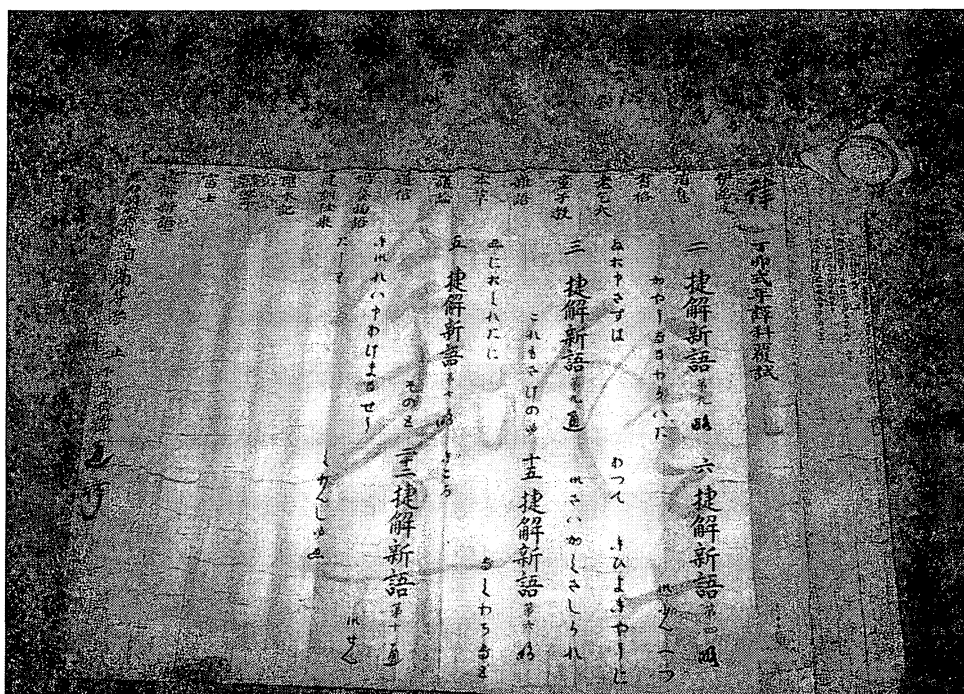
二十四年（一七四七）に行なわれた、丁卯式年訳科倭学の覆試に赴
 挙した玄敬躋の試券がある。この玄敬躋という人物は、司訳院の倭
 学書である『捷解新語』と『倭語類解』の刊行に係わった倭学訳官
 玄啓根のことで、敬躋は彼が改名する前の名前である。

川寧玄氏は漢陽劉氏・密陽朴氏・新平韓氏・慶州崔氏・平壤趙
 氏・牛峰金氏・温陽方氏・林川白氏等と共に、朝鮮朝の後期、最も
 多くの訳官を輩出した中人階級の家柄の一家である。

国史編纂委員会が蒐集して国史館に所蔵させた川寧玄氏家の古文
 書は、玄頊・玄徳宇・玄啓根・玄焯・玄在明・玄鑑等の玄氏家龍系
 の九代にわたる、六人に関する古文書である。この古文書は金炫栄
 の前掲論文の中で、年度別に整理されており、その中で玄啓根に関
 するものだけでも、英祖六年（一七三〇）に「童蒙玄殷瑞（玄啓根
 の児名）を司訳院生徒として倭学生徒房に入属せる差帖」を始めと
 して、正祖二十年（一七九六）彼に下賜された「資憲大夫知中枢府
 事の禄牌」に至るまでの三十種を越えている。

この古文書によって、倭学訳官としての玄啓根の生涯を一目瞭然
 に知ることが出来るが、その中には、彼が応試した訳科倭学の覆試
 の試券があって、当時の訳科の施行について貴重な情報を伝えてく
 れる。

写真に掲げた、玄敬躋（玄啓根の旧名）の丁卯式年訳科覆試（英
 祖丁卯、一七四七年施行）の答案用紙は、横百九・五センチ×縦七
 四・五センチの厚い楮紙で、試験問題と答案の両方が記されている。



右側の上段に秘封^㉔があり、つづいて丁卯式年訳科覆試という活字で印刷した題簽が見える。その上には律という千字文による受験番号を示す連番号と共に、官印が押捺されている。

試券の最上段には右から左に「伊路波・消息・書格・老乞大・童子教・雑語・本草・議論・通信・鳩養物語・庭訓往来・応永記・雑筆・富士・捷解新語・翻経国大典」という十五種の倭学書と訳語の出題書が、やはり活字で印刷されている。これらは『経国大典』の訳科倭学の写字と訳語の科試書と、『統大典』で新增された倭学書『捷解新語』までを記したものである^㉕。

倭学訳官玄啓根については、前述した川寧玄氏家の古文書によって、そのおおよその所を知ることができるが、更にこの試券の右上段にある秘封によると、彼の身分と姓名、年齢、本貫、居処などと共に、挙子の四祖（父、祖父、曾祖父、外祖）の挙子との関係、身分と姓名、本貫（外祖のみ）等がわかる。この写真に見えている秘封の記事をここに転記すると、次のようになる。

朝散大夫行司訳院副奉事、玄敬躋、年二十二、本川寧、居京
父、通訓大夫行司訳院判官、深

祖、禦侮將軍行釜山鎮管、包伊浦水軍万戸、尚夏

曾祖、朝散大夫行司訳院副奉事、珥

外祖、崇祿大夫行知中樞府事、李柘、本金山

これによるとこの試券の主人公は、朝散大夫（従四品）として、

当時司訳院副奉事を勤めていたことがわかる。また、挙子の名前は

玄敬躋、年齢は二二歳、本貫は川寧、住所は京（漢陽）であること
を知らせてくれる。挙子の父は玄深で、通訓大夫（正三品、堂下
官）として司訳院の判官（従五品職）を経たこと、祖父は武官で、
禦侮將軍（正三品、堂下官）として包伊浦の水軍万戸を歴任した玄
尚夏であり、また曾祖父は景宗二年（一七二二）に設科された増広
別試の訳科漢学に及第した玄珥で、朝散大夫として司訳院副奉事
（正九品職）を勤めたことがわかる。この試券の主人公は幼名を玄
殷瑞、冠名を玄敬躋と名乗ったが、後に啓根と改名した^㉖。

玄啓根は玄氏家の古文書によると、英祖丙午年（一七二六）に生
まれ、五歳の時に司訳院の倭学生徒房に入属し、日本語を学び始め
た。しかし、彼が壮年になってからは、漢学前御に陞差（昇進）し
て、漢学偶語庁で中国語を学習することになった^㉗。

彼は、十九歳になった乾隆甲子式年試（一七四四年施行）の訳科
漢学の初試に赴挙して合格したが、甲子年五月父喪によって陳試
（覆試の延期）された^㉘。

結局、彼はその次の式年試である、乾隆丁卯式年試（一七四七年
施行）の訳科倭学の覆試に応試して合格した。

その後、彼は中堅倭学訳官として活躍した。英祖三十九年（一七六
三、癸未）に関白源家重（徳川家重を指す）が隠居して、その子息
源家治（第十代將軍徳川家治）が襲職した時、朝鮮ではこれを祝う
ために通信使を派遣した。通信使一行に玄啓根は押物通事掌務官と
して渡日したことがある（趙曦の『海槎日記』癸未年十二月条の記

事を参照)。その後、玄啓根は順調に昇進し、教誨を経て堂上訳官に登った。正祖庚子（一七八〇）にも対馬へ行ったが、これについては、『増正交隣志』巻六、正宗（正祖）四年庚子の条に、

正宗四年庚子、閔白家治儲君死、島主義暢死、子義功承襲、遣堂上崔鳳齡・玄啓根、堂下世謙、致賀兼弔慰。

とある。これによると、玄啓根は崔鳳齡と共に致賀兼弔慰使として、対馬まで行った。この時彼は五五歳だったが、第二九代対馬藩主の宗義功に送る朝鮮礼曹参議の賀書と慰書、そして閔白家治に送る弔書を渡した。

正祖五年（一七八二）十二月に彼は倭学訓上堂上に仍資され、正祖八年（一七八四）十月、資憲大夫（正二品）に加資された。そして、正祖十年（一七八六）には知中枢府事までのぼった。正祖二十年に発給した正二品の祿牌が玄氏家の古文書に残っているので、彼が七十歳までは生存していたことがわかる。

次は丁卯式年試年に行なわれた訳科覆試の倭学試券であるが、玄啓根の答案用紙を検討して、当時の日本語の試験について考察してみよう。

玄啓根の答案用紙には、次のような七つの問題と答案が記されている。

- ① 二、捷解新語 第九——がようなるわらいたねお申さすは
- ② 三、捷解新語 第九——これもさけのゆゑにおくれたに
- ③ 五、捷解新語 第七——そのとき御れいを申あげまるせう

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

たうり

- ④ 六、捷解新語 第四——御ふんへつあつてきひよきやうに御さいかくさしられ

- ⑤ 十五、捷解新語 第六——なくわちなときころ

- ⑥ 二十三、捷解新語 第十——御せんくわんしゆゑ

- ⑦ 翻経国大典 自隔等者 止下馬相掛

これは『経国大典』に規定されていた訳科倭学と他の蒙学・清学の試式である。数字と訳語の問題と答案である。行頭に記された二、三、五、……の数字は、問題の番号で、出題の公正性を守るために、問題を抽籤するのであるが、その際付けられた番号である。第九、第七、第四……等は『捷解新語』の巻数である。

訳科を行なう入門所で、挙子たちは試験用紙の密封部分を書き、入門官に提出する。その試験用紙に丁卯式年訳科覆試という題簽と、抽籤された番号付きの問題を印刷して、試験の当日に試院（試験場）を鎖門して挙子たちに渡す。挙子たちは問題を見て、自分が暗記している日本語（或は蒙古語とか満州語）を書くのが、写字という試験の試式（形式）である。

玄啓根が訳科倭学覆試に応試した丁卯式年試の時は、まだ『捷解新語』の第一次改修本が刊行されなかった時期なので、彼の答案は、『捷解新語』の原刊本（一六七六年刊）を庚辰年（一七〇〇）に覆刻した、いわゆる庚辰覆刻本のものであろう。

この庚辰覆刻本を調べてみると、①の問題は『捷解新語』第九卷

の十一ウの四～五行を写字したもので、②は同書第九卷の七ウの二～三行、③は第七卷の十四ウの五行から十五オの一行まで、④は第四卷、三オの三～六行、⑤は第六卷の十二オの二～三行、⑥は第十卷の四ウの五～六行を、それぞれ暗記したとおりに書いたわけである。原文と比べると正確に記されていることがわかる。

最後の⑦番の問題、つまり訳語という出題について考察してみよう。訳語は司訳院四字の訳科に、すべて出題される問題である。これは『経国大典』のある部分を試官の前で、日本語で訳語、すなわち翻訳させる問題である。この試券の最上段に十四種の倭学書と共に「翻経国大典」と書いてあるのが、その訳語の出題である。その下に「自隔等者 止下馬相揖」という科題が記されているが、これは『経国大典』の「隔等者」から「下馬相揖」までを日本語で翻訳せよという意味である。つまり、『経国大典』卷三、礼典の京外官相見の条に

京外官相見、隔等者（如五品於三品之類）就前再拜、上官不答（差等則答拜）。揖礼則隔等者就前揖、上官不答（差等則答揖）。道遇則下官下馬、上官放鞭過行（差等則下馬相揖）、同等者馬上相揖、堂上官則雖隔等、并下馬相揖、

という文章があり、この本文を見ながら、日本語に翻訳する（臨文訳語）という問題なのである。

次にこの答案用紙の評価と採点を見てみよう。写字の六つの問題

は通（二分）が二つで四分、略（一分）が四つで四分であり、訳語の問題は通で二分、合わせて十分（七一・四％）の点数を取っている。

彼は「訳科榜目」によると、三等七人の成績で合格したが、この成績は決して悪くはない。本来ならもっと良い席次のはずなのだが、恐らく倭学の拳子に対する差別があったと、私には思われる（これについて前掲拙著参照）。

六、結 び

以上、朝鮮朝の科挙制度の中で訳科倭学について、英・正祖代の倭学訳官として活躍した玄啓根の答案用紙によって考察してきた。

第一章では、朝鮮朝に於ける外国語の教育について論じて来たが、現存の古記録から我が国での外国語教育が、新羅時代の漢文と中国語教育、そして「倭典」での日本語教育に遡ることがわかった。次の高麗時代については、泰封の弓裔が設けた「史台」の外国語教育と、高麗の中期に設置された「通文館」を初めとして、「漢文都監」（後の「漢語都監」）と司訳院等に於ける外国語教育について考察してみた。

一方、『高麗史』の恭讓王元年に設置された「十学」（実は八学）の中で「史学」（漢史学とも言った）を中心に高麗朝の「史文」（朝鮮朝の史読文と区別するために「漢史文」とも言った）教育に対し

て、吏学都監・司訳院等での吏文教育がどのように行なわれたかを考察した。

漢語都監と司訳院では吏文のみではなく、漢語（元代の中国語）をも教育したが、高麗朝の中期にはいって、なぜ急に中国語や吏文の専門教育が必要になったかについて、筆者の意見を述べた。

第二章では、高麗朝に始まった科挙制度について、主に東堂監試の雑業科について考察した。高麗朝では、『高麗史』と『高麗史節要』、『修山集』及び『増補文献備考』等の史料によると、東堂監試の雑業科（雑科とも言った）には訳業を設科した記録が見あたらなかった。この訳業は後の国子監試にも見えず、前述した恭讓王代の十学にも訳学はなかったもので、恐らく高麗朝では訳業を蔑視し、最後まで訳舌（訳官の卑称。舌官とも言う）を東堂監試とか国子監試では選挙しなかったと思われる。或は、『高麗史』等の高麗の歴史を記した朝鮮朝の儒学者（例えば、鄭麟趾等を指す）などが、舌官を卑賤な仕事と考えて、正史には載せたくなかったのかも知れない。

第三章では、朝鮮朝初期においては、訳学と訳官を非常に重要視し、建国初期から高麗朝の司訳院を復活し、太祖二年復置した六学にも「訳学」が入っていたことと、次の太宗六年に設けられた十学には「史学」も含まれていたことを論じた。つまり訳学と史学、即

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

ち外国語（主に中国語と蒙古語）の会話と中国へ送る外交文書の作成の際に必要な吏文の教育が、国初から行なわれたのである。

朝鮮朝の科挙制度は高麗朝の伝統を継承したが、建国初期には他の科挙と共に通事科と漢吏科を設科して、中国語、蒙古語及び吏文の教育が盛んになった。しかしながら後には吏文の教育は承文院が担当し、文臣の余技になった。訳学は司訳院が専ら管轄して、後に中人階級の専有物になり、『経国大典』には訳科のみが規定されることになったのである。

第四章では、訳科のうちの倭学について考察した。倭学（日本語の教育）が設置されたのは、太宗時代（太宗十四～十五年）のこと、その時に始めて司訳院で正式に日本語を教えることになった。本稿では、司訳院の日本語教育についてはあまり述べなかった。これについては既に拙著の『司訳院倭学研究』（太学社、一九八八。この拙著は来年、日本語版を出版する予定である）において詳述した。

第五章では、朝鮮朝の訳科とその中の訳科倭学について、英祖丁卯式年試（一七四七年施行）の訳科倭学覆試に応募した倭学訳官・玄啓根の答案用紙（試券）を例として、当時の訳科倭学について論述した。

韓国でも科挙制度、特に朝鮮朝の訳科についてはあまり研究が進んでいなかった。その意味では本稿はこの分野を開拓するものになるかも知れない。諸賢のご教示を切に願う次第である。

(一九八九年十二月十一日脱稿)

註

- ① これとは反対に日本側でも新羅訳語を対馬に設け、新羅語を学習させ、通訳を担当させたと思われる。即ち、『日本後紀』(『新訂増補国史大系』所収)弘仁条に「六年春正月壬寅、是月停对馬史生一員、置新羅訳語」という記事を参考にされた。
- ② 『三国史記』卷四六、弓裔所制官号の条に「史台掌習諸訳語」との記録と、同書、卷五十、列伝、弓裔の条に「又置史台、掌習諸訳語」という記録参照。
- ③ 禁内学官は、秘書・史館・翰林・宝文閣・御書・同文院の文官を意味し、式目・都兵馬・迎送を合せ「禁内九官」と称す。『高麗史』卷七六、志卷第三一、百官二、通文館の条参照。
- ④ 『高麗史』卷七七、志卷第三一、百官二、諸司都監各色条に「漢文都監、恭讓王三年改漢語都監、為漢文置教授官」の記録参照。
- ⑤ 『高麗史』の礼学等の十学は、成均館等八司に分れており、風水陰陽学を二つに分けても九学に過ぎない。これに対し、『増補文獻備考』に於ても「臣謹按麗史十学、教授分隸于各司、而所隸列者只是八司。雖以風水陰陽分為二学、猶不滿十学之數。可疑。」と言い、同じ疑惑を持ったが、私は訳学と算学が抜けているのではないかと疑っている。
- ⑥ 『増補文獻備考』卷二二一、職官考、承文院条に「高麗置文書監進色、掌事大交隣文書。有別監、後改称文書應奉司、有使副使判官、皆以他官兼。本朝国初仍麗制、太宗九年改置、知事兼知事檢討官校理修撰官書記、而各有權知。十年改称承文院、置判事知事兼知事各一員、校理副校理正字副正字各二員、十五年增置博士著作各二員、(下略)」(三十才八行一三十五才十行)と言う記録により、承文院の前身が高麗朝の「文書監進色」である事、又『高麗史』により、忠惠王元年(一三四〇)に「史学都監」を置き、忠穆王四年(一三四八)に永山君張沆、僉議參理金允臧等の判事七人と副使三人、判官三人、録事四人を置き、史学を振興させた事等を知る事が出来る。『高麗史』卷三七、世家卷三七、忠穆王四年条、及び『高麗史』卷七七、志第三一、百官二、諸司都監各色条参照。
- ⑦ 『太祖実録』卷四、太祖二年九月辛酉条に「置司訳院、肄習華言」という記事を参考にされた。
- ⑧ 『太祖実録』卷二、太祖二年十月条に「設六学、令良家子弟肄習、一兵学、二律学、三字学、四訳学、五医学、六算学」との記事参照。
- ⑨ 『太宗実録』卷十二、太宗六年十一月辛未条に「置十学、従左政丞河崙之啓也。一曰儒、二曰武、三曰吏、四曰訳、五曰陰陽風水、六曰医、七曰字、八曰律、九曰算、十曰楽、各置提調官。其儒学只試見任三館七品以下、余九学勿論時散自四品以下。四仲月考試、第其高下、以憑黜陟」という記事があり、太宗代の十学が「儒・武・吏・訳・陰陽風水・医・字・律・算・楽」であった事と、儒学は三館の七品以下の文官に、そして残りの九学は四品以下の雑職に四仲月考試し、黜陟の憑拠とした事が判る。
- ⑩ 『経国大典』卷一、史典、正三品衙門、承文院条に「承文院、掌事大交隣文書、並用文官、(中略)史文習読官二十員、(下略)」との記録と同書の礼典、提勅条に「承文院官員、每旬提調講所読書」とあり、経史類及び訳語類以外に「史学指南」・「童子習」・「大元通制」・「至正条格」・「御制大誥」等の史学書がある。又、同上の写字条に「漢語史文写字特異者、雖犯罪作散、除重犯私罪外仍仕」という記事があり、承文院にて史文教育にどれほど力が入れられていたかを知ることが出来る。
- ⑪ 『世宗実録』卷四七、世宗十二年庚戌三月、諸学取才条に、史学及び訳学漢訓の経書並びに諸芸教目が記載されており、史学は経史類及び史

学類以外に『朴通事』・『老乞大』の漢語が含まれていた(前掲拙稿、一九八七、参照)。又具允明の『典律通補』(一七八六)礼典、漢語史文条に「漢語史文、臣令槐院抄、二十九歳以下人、習漢語、三十九歳以下人、習史文、並四十九許頃、本院褒貶。坐起三処、考講三処、(下略)」とあり、承文院の文臣達に史文の学習をさせた。

⑫ 『潘溪隨錄』卷二五、統編、言語条に「四学及各州県学、每三朔一講漢語、(中略)昔我莊憲大王一新百度有意、於是就設承文院。令文官始出身者、必習漢語史文、又撰四声通放以下其音。又今凡百名物皆称以漢語、至今尚有伝習者」(傍点筆者)という記事があり、世宗代に文官の中から初めて出身した若い人々には、必ず漢語及び史文が読めるようにしたが、漢文に熟達していた文臣達には、史文が難なく理解する事が出来たと考えられる。

⑬ 太祖二年(一三九三)に設置された司訳院では、漢語と蒙語のみが教育されたと考える(前掲拙稿、一九八七、参照)。

⑭ 讀書出身科については、『三國史記』卷十、新羅本紀第十、元聖王の条に「四年春、始定讀書三品以出身、號春秋左氏伝、若礼記・若文選、而能通其義、兼明論語・孝経者為上説、曲礼・論語・孝経者為中説、曲礼・孝経者為下説。若博通五経三史諸子百家書者、超擢用之。前祇以弓箭選人、至是改之。」という記事と、『増補文獻備考』卷一八四、選舉考一、科制一の記事を参考にされたい。

⑮ 『高麗史』卷七三、志第二七、選舉の条に「光宗九年五月、双翼献議、始設科挙、試以詩・賦・頌及時務策、取進士兼取明経・医・卜等業」という記事と、『高麗史』卷二、世家卷第二、光宗九年五月条及び同書卷九六、列伝卷第六、双翼の条の記録を参照。

⑯ 高麗朝の科挙施行回数と及第者数は、曹佐鏞の前掲論文(一九五八)の図表に基づいた。しかしながら『修山集』卷十三、高麗百官志及び『青莊館全書』卷五五の麗朝科挙施行回数及び及第者数が異つたのは、曹佐鏞の前掲論文によれば、史料の差異とか、或は素材の取捨に差があ

るためという。

⑰ 『高麗史』卷七三、志卷二七、選舉一、科目一の条に「穆宗七年三月、改定科挙法。先時毎春月試取、秋冬放榜。至是定以三月開場鎖闈、貼礼経十条、明日試詩賦、越一日試時務策、至十日定奏科第、乃開鎖。其明経以下諸業、上年十一月畢選、与進士同日榜放」という記録参照。

⑱ 『高麗史節要』卷三、顯宗二年閏月の条に、「閏月設国子監試、取鄭功志等六十人、試以賦及六韻十韻詩、監試始此」(六十三才二十三行)及び『高麗史』卷五、世家卷第五、徳宗即位年の条に「閏月己酉始設国子監試」という記録参照。

⑲ 『高麗史』卷七三、志卷第二七、選舉一、科目一の条に「顯宗十五年十二月、判諸州県。千丁以上歳貢三人、五百丁以上二人、以下一人、令界首官試選。製述業則試以五言六韻詩一首、明経則五経各一机。依例送京、国子監更試、入格者許赴挙、余並任還本処學習。如界首官貢非其人、国人監考覈科罪。」という記事があり、この時に郷試のあった事がわかる。又、『高麗史』卷四二、世家卷第四二、恭愍王五年の条に郷試と会試の試式が規定されている。

⑳ 政要業は、曹佐鏞の前掲論文によれば、『貞観政要』を肄業大経とする雑業の一つと推定する。『高麗史』卷七三、志第二七、選舉一、科目一の条に「文宗三十三年六月、判三礼・何論・政要業、監試於諸業畢試後、国子監与本業員試取。」とあり、東堂監試の諸業が終わつた後、国子監にて試取したことが判る。

㉑ 『高麗史』では雑業科、或いは雑科に関する記録を探して見ると、同書の卷七五、志第二九、選舉三の条に「辛禩九年二月、左司議權近等言。国之安危、係乎州郡盛衰、比年以来、外方州県吏輩、規免本役、称为明書業・地理業・医・律業、皆無実才、出身免役。故郷吏日減、難支公務、至於守令、無所役使。諸業出身者、退坐其郷、恣行所欲、守令莫之誰何、是以州県僅存之吏、皆生覬覦之心。臣等切恐州県因此益衰、乞東堂雜業、監試明経一皆罷之。禩令東堂雜業・監試明経、依旧施行。郷

史則三丁一子許赴試。」とあり、辛禱九年（一三八三）まで東堂監試に雑業が存続した事が判る。又『高麗史』の同所に「文宗十二年五月、式目都監奏、製述業康師厚十拳不中、（中略）伏審戊子年制、電吏所由注膳幕士馭史門僕子孫、登製述明経及雜科、或成軍功者許升朝行」という記事の中で、東堂監試の雑業を雜科と呼んだ。更に同書の恭愍王条に「恭愍王十二年五月教、比年外吏規免本役、多以雜科出身、以致郷邑彫廢、自今只許赴正科、毋令与於諸業」とあって、正科（制述・明経）に対して、雜科という言葉を使用した。『高麗史節要』でも、医・卜業等の科挙を雜業、或は雜科と言ったが、同書の卷三四、恭讓王元年十二月条に「（前略）郷吏者、或称軍功冒受官職、或憑雜科謀避本役、（下略）」という記事にも雜科という語が出ている。

⑳ 『高麗史』卷七三、志第二七、選舉一、科目一、仁宗十四年条に、「凡医・卜・地理業、各其本司選」という記事を参考にされた。

㉑ 『鷄林類事』は、高柄翊の「鷄林類事の編纂年代考」（『歴史学報』第十輯、一九五八）によれば、高麗肅宗八十九年（一一〇三—一四）に編纂されたという。一方、方鍾鉉の「鷄林類事研究」（『東方学志』第二輯、一九六五）によれば、宋代開封音の漢字で高麗語を記録したもので、「犬曰家豨、（ガシ）水曰没（ム）、低曰捺則（ハキ）」のようにこの漢字を東音で発音しても、高麗語の言葉と大きい差異はないほどに宋代開封音と東音の発音は類似していた。

㉒ ソウル大学の奎章閣に郷道伝の「経国六典」（奎一四六六）という書名を付けた写本がある。

㉓ この記事は、『増補文献備考』卷一八六、選舉三、科題三に、そして前掲した『三峰集』にも転載されている。

㉔ 『増補文献備考』にも漢史料についての『裨官雜記』の記録を引用した。即ち、同書の卷一八六、選舉考三、権近請改定制科、并試漢史料の条に「臣謹按国初有漢史料、（中略）載在經濟六典、至嘉靖壬寅金安国建議復設。魚叔權得中初試、此載於叔權雜記。而此科不見於大典及統

録、又不入於国朝榜目、始行中廢而然歟」という記録があり、これを『通文館志』の記録と比較すれば、嘉靖辛丑（一五四一）に漢史料が復設され、嘉靖壬寅（一五四二）の秋にその初試が設科された。『裨官雜記』の著者である魚叔權がこの史料に得中（合格の意）し、吏文学官になった事が『裨官雜記』に記されている。

㉕ 朝鮮朝太宗代の六学は『太祖実録』卷四、太祖二十年十月己亥条に、「設六学、令良家子弟肄習、一兵学、二律学、三字学、四訳学、五医学、六算学」という記録を参照し、太宗代の十学は『太宗実録』卷二、太宗六年十一月辛未条の「置十学、従左政丞河祐之啓也。一曰儒、二曰武、三曰吏、四曰訳、五曰陰陽風水、六曰医、七曰字、八曰律、九曰算、十曰楽。各置提調官」という記録参照。

㉖ 科挙三層法は唐・宋の科挙制度に起源するもので、地方長官が考試官になって施行する郷試（予備考試）と、その合格者を礼部で再試験する会試（省試・覆試）、そして国王が自ら考試官になる殿試を言う。高麗朝の科挙制度では初期には郷試がなく、会試と殿試を合わせた東堂監試が有るのみであったが、顕宗十五年（一一〇二—四）に挙子試（郷試）と国子監試が出来て、科挙三層法に準ずるようになった（曹佐鏞・一九五八）。

㉗ 『経国大典』卷三の礼典諸科条に「罪犯永不叙用者、職吏之子、再嫁失行婦女之子及孫、庶孽子孫、勿許赴文科・生員・進士試」と言って、文科・生員・進士試の赴挙は身分上の制約があったことが分かる。

㉘ 『世宗実録』卷三の世宗元年四月甲午条に「礼曹放雜科榜、給紅牌饋酒果。訳科十五人、陰陽科九人、医科九人、律科九人、皆賜出身」という記録があって、訳科をはじめとした陰陽・医・律科出身たちにも紅牌を授与したことがわかる。

㉙ 崔世珍の生涯については李崇寧「崔世珍研究」（『亜細亜学報』第一輯、一九六五）と、朴泰権「崔世珍研究」（『進学社』、一九七四）を参照し、訳官たちが文臣の弾圧を受けたことについては、実録をはじめとし

た数多くの史料の中に見られる。

③② 司訳院には都提調が一員、提調が二員で、それぞれ業務を監督した。都提調は大正(正一品)が兼任して、提調は従二品以上の文臣が兼職した(『通文館志』巻一の沿革、官制の条を参照)。

③③ 司訳院の禄職中の兼教授は、教授(従六品)四員のなかで二員を文臣が兼職したので、これを兼教授と呼ぶ。訓上堂上は正三品以上の堂上官を称す。

③④ 初用伊路波(中略)富士并十四冊。語多疎略、不適時用、故康熙戊午專以此冊行用、悉去前書。見啓辭曆錄(『通文館志』巻二、勅授第二、科挙八冊の条)。

③⑤ 朝鮮朝の科挙制度において、試験答案用紙の評価と採点は次のように規定されている。

講書、通二分、略一分、粗半分(写字訳語同)。

句説訓釈皆不差誤、講論雖未該通、不失一章大旨者為粗。

句説訓釈皆分明、雖通大旨未至融貫者為略。

句説訓釈皆精熟、融貫旨趣弁説無疑者為通。

凡講取粗以上、講籤従多相等従下。

(『經國大典』巻三、礼典)

③⑥ 中人階級の川寧玄氏家については、稲葉岩吉の「朝鮮疇人考——中人階級存在について——(上)(下)」(『東亜經濟研究』第十七卷、第二、四号、一九三三)と拙著『司訳院倭学研究』(太学社、一九八八、ソウル)参照。

③⑦ 川寧玄氏家の始祖は玄寿謙であり、彼には龍・虎・武の三子があったが、彼らはそれぞれ一家をなし、子孫は繁栄した。その中で玄龍の後裔を、私は前掲拙著で龍系と名付けた。

③⑧ 科挙の試券の秘封は糊名、或は糊封とも称せられていたが、赴試諸生の姓名・本貫と四祖の姓名・身分等を書いて試験前数日に糊封しておく、試験の前日に試院に送るようにした。この糊名試式が我が国の科挙

朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について

に導入されたのは、高麗の顯宗二年(一〇一三)の頃からである。『高麗史』巻七二、志第二七の選舉一、科目一の条に「顯宗二年礼部侍郎周起奏、定糊名試式」という記事を参照。

③⑨ 『捷解新語』の編纂・刊行・改修・重刊等については安田章の『朝鮮資料と中世国語』(笠間書院、一九八〇、東京)、「捷解新語の改修本」(『国語国文』第五六巻第三号)及び、前掲拙著並びに拙稿「捷解新語の成立時期に関する諸問題」(『牧泉倉昌均博士還甲紀念論文集』一九八四)を参照されたい。

④① 玄敬躋が玄啓根に改名しようとする所志(上申書)が川寧玄氏家の古文書の中に残っている。

前僉正玄敬躋

右謹言所志矣段、矣身名字有庇避之嫌、改名啓根足如手、公座簿良中改填事行為只為行向教是耳。

提調 処分 手決 戊寅八月 日 所志

この所志に提調の処分を得た印の手決(花押)を受けたので、彼の改名は認められたが、『統大典』巻一、吏典の改名の条に「大小人員改名者、其祖先或宗宰、或罪人明白同名者外勿聽」という厳しい規定があるので、朝鮮朝の官吏が、改名するのは難しかったと思われる。

④② 玄氏家の古文書に玄敬躋が漢学前御に移るといふ関文(通達書)がある。

④③ 玄敬躋が父喪によって陳試を申し出た「所志」(上申書)が玄氏家の古文書の中に残っている。

訳科初試孝子喪人玄敬躋

右謹言所志矣段、矣身今甲子式年訳科初試、以漢学孝子入格矣、五月分遭父喪是如乎。依例陳試事後考次立旨、成給為只為行下向教是事。

礼曹 処分 手決 依法典

甲子十月 日 所志

④ 朝鮮朝では中人階級である訳官の昇進には厳格な制限があつて、いかに国家に功勞があつても、正二品の正憲大夫以上は登れなかつた。また、たとえ官品が正二品であつても、兩班士大夫には及ばないといふ厳しい身分上の制限があつた。

④ この庚辰覆刻本は校書館で活字本として出版されたのを、覆刻した木板本であるが、校書館の活字本を校正した後に覆刻したと見られる。この本は全部で三冊残っており、ソウルの高麗大学の「晩松文庫」に一冊と、李謙魯翁の「山氣文庫」に二冊が蔵されている。活字本は保存用で、これを校正した木板本が、実際に司訳院の生徒たちが使用していた外国語教材である。

〔後記〕

この論文は、筆者が関西大学東西学術研究所一九八九年度の招聘研究員であつた三ヶ月（九月二十日より十二月二十日まで）の間に作成したものです。筆者をお招きくださった関西大学の学長、並びに東西学術研究所の諸先生方に、厚くお礼申し上げます。特に、直接招聘の勞を執つて下さつた泉澄一教授に厚く御礼を申し上げます。また、本稿の第四章以後の日本語の表現について、細かい助言を惜しまれなかつた京都大学文学部の木田章義助教授に感謝の意を表明させていただきます。更に、第一章より第三章まで、悪筆で書かれた筆者の下書きを辛抱強く浄書していただいた、大阪市立大学文学部博士課程の野崎充彦氏にも感謝の意を表します。

なお、本稿の作成のために色々お世話になつた東西学術研究所の武藤葉吉事務長、遠藤順子様、そして研究所職員の方々には、心から感謝の意を表したいと存じます。